

新型コロナウイルスの問題が叫ばれるようになってから既に数か月が経つ中、現在におきましても収束の糸口すら見いだすことができておりません。むしろ、東京オリンピックの延期をはじめ、日本のみならず海外におきましても混乱が拡大する様相を呈しています。

このような新型コロナウイルスによる混乱を受けて、Squire Patton Boggsの海外オフィスの弁護士が、新型コロナウイルスに関連する法的問題及び対応方法をテーマに本記事を作成致しましたので、下記にあるURLをご参照ください。この英文記事につきまして、東京オフィスの弁護士による日本語要約も併せて作成しておりますので、新型コロナウイルス問題への対応をご検討頂く際にご参照頂ければと存じます。また、新型コロナウイルス問題に関するご相談、本記事の内容についてご不明点、ご質問がございましたら、東京オフィスの担当弁護士までご連絡頂ければ幸いです。こちらの記事及び要約を通じまして、少しでもクライアントの皆様のお役に立つべく、こちらからも情報発信をさせていただき所存でございますのでお気軽にご相談ください。

スクワイヤ外国法共同事業法律事務所

When Force Majeure Ends – Or Does Not

不可抗力事由が終了する時—または終了しない時

シンガポール（2020年4月8日）

不可抗力状況とその結果（「不可抗力事由」）は遅かれ早かれ終わります。それらが終了した場合、または契約が意図したとおりに実行できないほど長く続く場合はどうなるのでしょうか。多くの契約は、不可抗力事由が解消された後の当事者の義務や権利について明確に記載していません。本記事では、不可抗力事由が終了した場合及び不可抗力事由が継続する場合について、特に以下の質問に関して分析しています。

- 不可抗力事由の終了時期は誰が判断しますか？
- 不可抗力事由が徐々に「終了」するとどうなりますか？
- 不可抗力事由が終了した時に通知は必要ですか？
- 不可抗力事由が終了した時に何をする必要がありますか？
- 契約期間は不可抗力によって延長されますか？

<https://www.squirepattonboggs.com/-/media/files/insights/publications/2020/04/when-force-majeure-ends-or-does-not/whenforcemajeureendsordoesnot.pdf>